

令和5年度大田区食品衛生監視指導計画案に対する意見募集結果について

1 意見募集期間

令和5年2月1日（水）から2月21日（火）まで

2 実施方法

- (1) 区報（令和5年2月1日号）及び保健所メール2月号で意見募集案内を掲載
- (2) 区政情報コーナー、区のホームページ及び保健所生活衛生課窓口で計画案の閲覧及び意見募集案内

3 提出方法

郵送、ファクス、電子メール、生活衛生課窓口持参

4 提出意見

意見総数2件（提出者2名）

5 意見の反映等

分 類	件 数
A 計画に反映する	1
B 意見として伺う	1

6 意見と区の考え方

No.	意 見	区の考え方
1	新型コロナウイルス感染症が感染拡大した場合、計画案のとおり監視指導が実施できないと想定される。この場合の対処についても、計画に記載したほうがよい。	A 計画に反映します。 新型コロナウイルスは、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが「5類」に移行することとなっています。しかし、移行後も新型コロナウイルスを含む感染症が感染拡大し、感染防止対策等を講じる必要が生じる可能性も否定できないため、計画案1ページの4 監視指導の実施内容にご意見を反映します。
2	【ダイジェスト版と計画案の監視対象施設の整合性について】 ダイジェスト版 令和5年度大田区	B ご意見として伺います。 ご意見のとおり、ダイジェスト版と

<p>食品衛生監視指導計画（案）</p> <p>（２）広域流通食品の安全確保への対策</p> <p>羽田空港や蒲田駅、大森駅ビルテナント等に立入り、広域で流通する食品について表示確認等の検査を実施します。</p> <p>羽田空港や蒲田駅、大森駅ビルテナント とあるので、羽田空港、蒲田駅を監視対象とするのかと思ってしまった。</p> <p>そこで令和５年度大田区食品衛生監視指導計画（案）の別紙４を読むと、監視対象として、○羽田空港ターミナル施設、○大森駅ビル施設、○蒲田駅ビル施設が挙げられている。</p> <p>ダイジェスト版でも監視対象施設はきちんと記載すべきです。また大森駅ビルテナントと大森駅ビル施設と二通りに記載されていますが、どちらかに統一すべきです。</p>	<p>計画案の監視対象施設の表現が統一されておらず、誤解が生じております。今後は、ダイジェスト版の監視対象施設は、計画案と同様の表現とし、誤解が生じないように正確な内容とします。</p>
---	---

6 担当課及び連絡先

大田区保健所 生活衛生課 食品衛生

電話 5764-0698